

令和2年3月26日
生駒市監査委員決定

沿革
令和7年3月25日生駒市監査委員決定

目次

- 第1章 一般基準（第1条―第6条）
- 第2章 実施基準（第7条―第12条）
- 第3章 報告基準（第13条―第17条）
- 附則

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図り、もって本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 監査委員は、違法又は不正の指摘にとどまらず、事務改善に資する指導又は助言に重点を置いて監査等を実施するものとする。

2 監査等の方法は、原則としてリスク・アプローチ（誤り、不正、事故等が発生する可能性の高い事項を重点的かつ優先的に行う手法をいう。）に基づき、監査等のテーマ、対象とするリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の影響度等を総合的に判断し、監査等のプロセスが全体として効果的かつ効率的になるよう調整するものとする。

3 監査委員は、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

（監査等の範囲及び実施方針）

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める方針を主眼として実施するものとする。

- (1) 財務監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを主眼として実施する。
- (2) 行政監査は、事務の執行が法令に適合し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを主眼として実施する。
- (3) 財政援助団体等の監査は、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを主眼として実施する。
- (4) 決算審査は、監査、検査の結果を勘案して、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、決算その他関係書類が関係法令に準拠して作成され、決算書類と関係帳簿等の基礎資料と整合しているかどうかを主眼として実施する。
- (5) 例月出納検査は、会計管理者等から提出された検査資料に基づき、毎月の計数及び保

管現金の在高を確認するとともに、証拠書類審査を行い、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(6) 基金運用状況の審査は、その運用状況を示す書類に基づき計数を確認するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(7) 健全化判断比率等の審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼として実施する。

2 前項各号に掲げるもの以外で法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度、正当な注意及び守秘義務)

第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、職務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門性と質の管理)

第6条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

3 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとし、そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して適切に指揮及び監督を行うものとする。

4 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を記録し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査等の計画の策定)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、内部統制の整備状況及び運用状況、リスクの内容及び程度、本市の置かれている環境、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の計画を策定するものとする。

2 監査等の計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査等の計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査対象部局等の事務の管理及び執行にあたっての事務手続の聴取、当市及び他の団体において顕在化した事案を収集する等の方法を活用して監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討するものとする。

(内部統制の状況を考慮した監査等)

第9条 監査委員は、前条のリスクの内容及び程度に応じて内部統制の整備及び運用の状況について情報を集め、改善する必要があると認める事項があれば、指導、助言を行うものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制の整備及び運用の状況を考慮して監査等を行うものとする。

(監査等の実施方法)

第10条 監査等は、監査対象部局、監査等を受ける機関及び団体等から資料の提出を求め説明を聴取し、関係諸帳簿及び現場を調査する等の方法により行うものとする。

2 監査委員は、監査等の実施過程で想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、改めて追加的手続を実施するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第11条 監査委員は、必要に応じて各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員等との連携)

第12条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第13条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第14条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、監査等による事務の管理及び執行等についての意見及び第3条第1項各号に掲げる監査等の種類に応じて、監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 3 監査委員は、是正又は改善等が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第15条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
 - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第16条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

- 第17条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則（令和2年3月26日生駒市監査委員決定）

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日生駒市監査委員決定）

本基準は、令和7年4月1日から施行する。